

議案第 77 号

瑞穂町非常勤の職員の公務災害補償に関する条例等の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

平成 24 年 12 月 3 日

提出者 瑞穂町長 石塚 幸右衛門

(提案理由)

障害者自立支援法（平成 17 年法律第 123 号）の改正に伴い、条例を改正する必要があるので、本案を提出する。

瑞穂町非常勤の職員の公務災害補償に関する条例等の一部を改正する条例

(瑞穂町非常勤の職員の公務災害補償に関する条例の一部改正)

第 1 条 瑞穂町非常勤の職員の公務災害補償に関する条例（昭和 43 年条例第 16 号）の一部を次のように改正する。

第 9 条の 2 第 2 号中「障害者自立支援法」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に改める。

(瑞穂町障害程度区分判定等審査会委員の定数等を定める条例の一部改正)

第 2 条 瑞穂町障害程度区分判定等審査会委員の定数等を定める条例（平成 18 年条例第 16 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条中「障害者自立支援法」を「障害者の日常生活及び社会

生活を総合的に支援するための法律」に改める。

(瑞穂町福祉作業所の設置及び管理に関する条例の一部改正)

第3条 瑞穂町福祉作業所の設置及び管理に関する条例(平成21年条例第18号)の一部を次のように改正する。

第2条中「障害者自立支援法」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に改める。

(瑞穂町心身障害者(児)福祉センターあゆみの設置及び管理に関する条例の一部改正)

第4条 瑞穂町心身障害者(児)福祉センターあゆみの設置及び管理に関する条例(平成21年条例第19号)の一部を次のように改正する。

第2条第1号中「障害者自立支援法」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に改める。

(瑞穂町精神障害者共同作業所の設置及び管理に関する条例の一部改正)

第5条 瑞穂町精神障害者共同作業所の設置及び管理に関する条例(平成23年条例第1号)の一部を次のように改正する。

第2条第1号中「障害者自立支援法」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に改める。

(瑞穂町精神障害者地域活動支援センターの設置及び管理に関する条例の一部改正)

第6条 瑞穂町精神障害者地域活動支援センターの設置及び管理に関する条例(平成23年条例第2号)の一部を次のように改正する。

第2条中「障害者自立支援法」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に改め、「。以下「法」という。」を削る。

附 則

この条例は、平成25年4月1日から施行する。